

主な自転車活用推進の状況(令和4年度)



自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

< 自転車通行空間の整備 >

年度	自転車道 ¹	自転車専用通行帯	車道混在 ² (矢羽根)	計
H30	230	483	1,541	2,254
R1	234	545	2,149	2,927
R2	239	560	2,800	3,599
R3	256	594	3,836	4,686

1. 自転車専用道路を含む
2. 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに基づき矢羽根道路表示などにより自転車の通行位置と占有幅が明示されているものに限る。
3. 整備形態別の延長と合計の延長は四捨五入の関係で合わないことがある。

【出典：国土交通省道路局・警備庁交通課調べ(令和4年3月31日時点)】

- ✓ 歩行者と分離された自転車通行空間の整備について、**R3の増加分はR2に比べ倍増した**。一方、その太宗は車道混在であったため、引き続き車道混在のみならず**自転車道や自転車専用通行帯の整備を推進していく**。
- ✓ 安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策などについて、専門的見地から審議を行うため「**安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会**」を設置。**(第1回 R5.2.2)**

自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数

155市区町村(R4年度) 年度未策定見込みを含む
シェアサイクル事業が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数:
110市区町村(R4年度) 年度未策定見込み含む

実績

サイクリススポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

< 多様な自転車の活用 >



- ・**タンデム自転車の公道走行**について、所要の検討を図るよう都道府県警に働きかけた。
- ・46道府県において道路一般における二人乗りが認められている。(R5年度)

目標

通勤目的の自転車分担率:
15.2%(H27年度)
18.2%(R7年度)

< 特別な体験ができるサイクリススポーツイベントの開催 >

- ✓ 全国で**自動車専用道路等を活用したサイクリング大会**など、全国各地でイベントが開催され、サイクリススポーツの振興が推進された。



サイクリングしまなみ2022 (R4.10.30) 参加者: 約6,400人(広島県・愛媛県)
レインボーライド (R4.11.23) 参加者: 約2,000人(東京都)

< 自転車通勤の導入促進 >

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトについて

- ✓ 令和3年度に特に優れた企業として**優良企業を初認定**。
- ✓ 令和4年度までに**計6社認定**。
- ✓ 自転車活用推進官民連携協議会等を通じて「**自転車通勤推進企業**」宣言プロジェクト」の制度を周知。

・宣言企業: 56社
・優良企業: 6社 (R4年度)

通勤目的の自転車分担率: 13.8%(R3年度)
全国都市交通特性調査(R3年(速報版))より算出

実績

サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

< インバウンド回復を見据えた海外サイクリストへの働きかけ >

- ✓ JNTOと連携して、ナショナルサイクルルート(NCR)を活用した海外の観光事業者のモニターツアーを行い、日本の**サイクルツーリズム施策の紹介や外国人旅行者の視点での日本の自転車利用環境の課題**等について、意見交換**(R5.2.9-10)**。




しまなみ海道(NCR)におけるモニターツアー NCR紹介チラシ(英語版)

先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート

56(R1年度) 100ルート(R7年度)

目標

< サイクルトレイン・サイクルバスの導入を促進 >

- ✓ 自活計画に基づき、鉄道事業者やバス事業者が実施する**サイクルトレイン・サイクルバスの好事例**を関係者へ提供し、他の交通事業者の導入を促進。
- ✓ 導入目的・効果に加え、案内誘導や安全対策、自転車の固定方法などの事例を掲載。




(和歌山県・Rきのくに線) (群馬県・上毛電鉄)
自転車持ち込み客数の大幅な増加＝利用者増にも寄与

先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート数: 83ルート(R4年度)

実績

自転車事故のない安全で安心な社会の実現

< 自転車安全利用五則の改訂 >

改訂のポイント:

- ✓ 「(歩道)は車道寄りを徐行」が削除(自転車の車道通行の原則、歩道通行は例外)
- ✓ 「子供はヘルメットを着用」の「子供は」が削除(すべての自転車利用者にヘルメット着用を努力義務づけ)

改訂後(令和4年11月1日、交通対策本部決定)




- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

目標

自転車の安全基準に係るマークの普及率: 39.8%(R1年度) 45%(R7年度)
自転車乗用中の交通事故死者数: 419人(R2) 第11次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、**道交交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す**。(R7年度)
自転車技士の資格取得者数: 4,900人(R3～R7年度)
自転車損害賠償責任保険等の加入率: 75%(R7年度)

< 自転車に関する保険商品の拡大 >

- ✓ **第三種TSマーク(緑色マーク)が新たに運用開始**(賠償責任補償限度額: 億円、全ての人身事故が賠償責任補償の支払対象、示談交渉に対するサービスつき)

TSマーク(自転車向け保険): 自転車安全整備士が点検確認した普通自転車のみに貼付されるもので、マークには付帯保険(賠償責任保険と傷害保険等)がある。
出典: 公益財団法人日本交通管理技術会

目標

自転車の安全基準に係るマークの普及率: 34.2%(R3年度) R4年度は集計中
自転車乗用中の交通事故死者数: 339人(R4年度)
自転車技士の資格取得者数: 1,764人(R3～R4年度)
自転車損害賠償責任保険等の加入率: 62.7%(R4年度)

実績

その他、自転車に関する主要な出来事等

- ・ 道路交通法改正について(ヘルメット努力義務化、特定小型原動機付自転車)